

政策評価の結果の政策への反映状況一覧表（事後評価（事業評価））

政策名	評価結果の概要	評価結果の政策への反映状況
総合的なワンストップサービスの整備	<p>本事業の必要性、効率性は認められるが、有効性については、本評価時点において十分な評価ができない。</p> <p>このため、各府省の対象手続の移行が完了した年度の翌年度一年間の運用状況を評価できるようになった時点において、改めて、事後事業評価を実施することとする事とした。</p>	<p>評価結果を踏まえ、平成 20 年度概算要求において本サービスの運用等に係る経費 17.9 億円を要求し、各府省の対象手続の移行を完了した年度の翌年度以降に運用状況を評価できるようになった時点において、改めて、事後事業評価を実施することとした。</p>
タイムスタンプ・プラットフォーム技術の研究開発	<p>本研究開発により、精度及び信頼性が高いタイムスタンプの基盤技術を確立し、タイムスタンプサービス事業者は実サービスに反映させることが可能となった。このことから本研究開発には一定の有効性があったと認められる。また、研究実施主体とタイムスタンプ関連の民間フォーラムとの連携により、成果展開が効率的に実施されたと認められる。</p> <p>本研究開発によって確立した技術は、電子データの原本性証明、時刻の正確な把握、それらを第三者に証明する手段であり、業務を適切に遂行したことを証明できる仕組みを確立する上で重要であることから、優先性が高いと言える。今後は、本研究をさらに発展させるために、サービスの高信頼化及び利用の促進を進めていく予定。</p>	<p>本政策は 17 年度で終了した。</p>
高度ネットワーク認証基盤技術に関する研究開発	<p>本研究開発では、ユーザ利便性を向上しつつ確実な認証機能を実現する新たな認証基盤技術として、認証処理機能をネットワーク側に具備させ、ユーザが簡便で安心して利用できるネットワーク環境を構築するための要素技術を確立した。また、実施年度毎の計画を立て、外部評価を定期的に受けるなど、効率化を図りながら遂行した。以上のことから本研究開発の有効性・効率性が認められる。</p> <p>所期の研究開発目標は達成できたことから、今後、これまでの研究開発の成果展開を図るため、委託先企業を中心として、技術仕様の標準化を実施するとともに、サービスの実用化に向けた各種取組を実施する予定。</p>	<p>標準化活動や実用化に向けた取組等を実施し、成果展開を図るため、安心・安全インターネット推進協議会において、本研究開発により開発された技術の標準化及び普及啓発の活動を行っている。また、国際標準化活動として、本研究開発の成果として得られた関連技術を国際標準化するため、国際電気通信連合第 17 研究委員会（ITU-T SG17）へ提案している。</p>

<p>情報通信システム整備促進事業</p>	<p>本事業は、地方公共団体が整備するシステムに係るソフトの企画・開発が目的であり、ソフトの企画・開発については、システムを構築する上でそのシステムの独自性や特殊性を活かすためにソフトウェアをカスタマイズしていることから、効率的な執行を行っているものと認められる。また、本事業によりシステム構築に係るソフト開発を支援することで、地方公共団体による住民のニーズに対応した、より利便性の高いサービスの提供や地域間のデジタル・ディバイド解消に貢献したことから、本事業の有効性が認められる。</p>	<p>本事業は平成 17 年度で終了した。</p>
<p>インターネットの I P v 6 への移行の推進</p>	<p>本事業は、目標達成に向け成果が上がっており、有効性等が認められるが、更なる I P v 6 の普及のために移行期におけるセキュリティ確保に向けた検討を行う必要がある。</p>	<p>更なる I P v 6 の普及のために移行期におけるセキュリティ確保に向けた検討を行うため、平成 20 年度概算要求に所要経費を盛り込んだところ。</p>
<p>電波の安全性に関する調査及び評価技術</p>	<p>本事業を実施することで得られた成果により、国民がより安心して安全に利用できる電波環境を整備するという目標達成に向けて成果は上がっており、本事業の有効性等が認められることから、今後も本事業の結果を踏まえての同様の取組を継続すべき。</p>	<p>評価結果を受け、今後も、これまでと同様に、電波の安全性に関する調査及び評価技術の事業及び各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針策定やその結果の国民への周知等の事業を継続する方向で取り組んでいる。          なお、電波の生体影響等の対策強化事務の増加に伴い、平成 19 年度より、「電波環境推進官」及び「環境推進係長」が増員されている。</p>

<p>消防防災科学技術研究推進制度</p>	<p>本制度に係る査読付き論文の発表数等が増加しており、商品化又は実用化した研究成果もあることから、社会への還元が図られているものとして、有効性が認められる。また、本制度の評価の項目に研究費の項目を設け、評価委員による研究費等に対する評価を実施するとともに、PD・POによる研究費の査定を行い、無駄な研究費の支出が発生しないよう、研究費の配分に努める等、その取組について効率性が認められる。さらに、学識経験者等 12 名から構成する評価会において評価・実践等を行い、採択課題の決定を行い、評価に当たっては、提案課題と利害関係のおそれのある者が評価担当とならないようにするなど、公平な評価の実施体制を確保している。</p> <p>加えて、本制度は、火災等の災害現場におけるニーズに直結した課題解決型の研究開発の制度として重要であり、安心・安全な社会の実現に向け、消防防災分野における科学技術の高度化を推進するために必要な制度であることから、引き続き他の政策よりも優先して実施すべきである。</p> <p>今後の課題としては、第 3 期科学技術基本計画においての取組と同様に、本制度においても、新技術等を積極的に導入するために、制度の趣旨や目的をさらに明確にし、研究費の規模、評価方法、推進方法等の改革を進めるなど、効果を最大限に発揮させるための取組が必要である。</p> <p>また、平成 18 年度予算概算要求に対する総合科学技術会議による S A B C 評価において、「消防庁として、本施策を基礎研究と位置付け、萌芽的役割を期待する趣旨は理解できるが、実用化・制度化に向けた取組を重視する観点から、研究課題を精選し、必要に応じて、民間企業の参画の割合を増大することが望ましい。」と指摘されたことを踏まえ、火災等の災害現場における課題解決型の研究開発に重点をシフトするとともに、さらなる産学官の連携による研究開発を推進することとしている。</p>	<p>研究開発課題の対象として、従来から設定していた「消防防災分野全般を対象とする研究開発」及び「テーマ設定型研究開発」に加え、平成 19 年度から、消防機関のニーズを反映した、特に緊急性や迅速性が求められる研究課題に関する「現場ニーズ対応型研究開発」を設定している。</p> <p>これに伴い、平成 19 年度以降は、「現場ニーズ対応型研究開発」及び「テーマ設定型研究開発」を優先的に採択するなど、火災等の災害現場における課題解決型の研究開発に重点化し、制度の趣旨や目的を明確にするとともに、研究者のみでなく、災害現場に密着した人なども研究に参加することにより、より実践的な研究開発が行われ、多方面からの新技術等の積極的な導入や優れた成果を生み出していくための改革を行っている。</p> <p>このように、消防防災科学技術における産学官の連携を更に図りつつ、引き続き、制度の拡充及び改革を推進するため、約 3.46 億円を平成 20 年度概算要求に盛り込んだ。</p>
-----------------------	--	---